



町職員を募集します



町職員を募集します。応募される方は、次の募集要項を確認のうえお申し込みください。

五霞町職員募集要項	
採用区分	一般行政職（本庁または出先機関で一般事務に従事。）
採用予定人数	若干名
受験資格	昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学・短大・専門学校・高等学校を卒業または卒業見込みの方 ただし、地方公務員法に規定する欠格事項に該当する場合は受験できません。
試験方法	A試験（大学卒） 1次試験 教養試験（作文含む。） 2次試験 口述試験及び身体検査 B試験（短大・高校卒等） 2次試験は、1次試験合格者のみ実施します。
試験日及び場所	1次試験 9月18日(日) 茨城大学（水戸市文京2-1-1） 2次試験 11月中旬 詳細な日時及び試験場所は1次試験合格者に通知します。
合格者の発表	1次試験 10月中旬 最終合格者 11月下旬
給与	条例等に基づき給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等を支給条件に応じて支給されます。 また、条例に基づく初任給については、前職等の経歴のある場合は、所定の金額が加算されます。
受付期間	7月1日(金)から7月29日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分まで 閉庁日は除きます。
お申し込み方法	お申し込み用紙の請求 お申し込み用紙は総務課へ請求してください。 郵送にて請求する場合は、封筒に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先明記のうえ120円切手を貼ったA4版の返信用封筒を同封してください。 お申し込み先 総務課へ持参または郵送してください。 郵送の場合は、 <u>受付期間内必着</u> とし、封筒（A4版）の表に「採用試験申込書在中」と朱書きすること。また、必ず簡易書留で郵送すること。（簡易書留によらない場合の事故については、責任を負いません。）
お問い合わせ	総務課 秘書・人事G ☎(84)1111 内線227



男女共同参画社会って？

それは男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわらずなく、その個性と能力を發揮できる社会です。

平成11年6月制定、男女共同参画社会基本法では「男女共同参画社会」をこのように定義づけています。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。（男女共同参画社会基本法第2条第1号より）

どんな社会なの？

人は誰でも、たくさんの可能性をもつて生まれてきます。「女だから」とか「男だから」というだけでその可能性が狭められることなく、それぞれの

個性を活かし、いろいろな生き方を認め合うことができる社会。それは女性に新たな可能性を開くと同時に男性にも新たな可能性の扉を開く社会です。

個人の意思を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会。社会の構成員として家庭、学校、地域、職域などあらゆる分野で、男性も女性も人として共に考え、共に取り組む社会です。

ものごとの決定段階に参加するだけではなく、計画していく段階から主体的に関わって意見を反映させていくのが参画です。政治や行政の場だけではなく、仕事、地域活動、教育などあらゆる分野で、自らの意思に基づいて参画する機会が確保される社会です。男女が互いに協力し、ゆとりをもち、家庭生活と仕事や地域活動を行い、責任を分担しながら、人間らしい生き方が楽しめる社会です。